

令和4年3月清須市議会定例会会議録

令和4年3月22日、令和4年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
総務部次長兼収納課長	三輪好邦
建設部次長兼都市計画課長	長谷川久高
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	楢本雄介
財政課 長	服部浩之
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
産業課 長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所長	葛山悟
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課 長	鈴木許行
高齢福祉課 長	古川伊都子

子育て支援課長	藏城浩司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下葉子
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田敬春
会計課長	平野嘉也
学校教育課長	吉野厚之
生涯学習課長	辻清岳
スポーツ課長	浅野英樹
学校給食センター管理事務所長	吉田剛
監査課長	木全信行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	栗本和宜
議事調査課長	高山敬
議事調査課係長	鈴木栄治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 2 号 令和4年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 3 号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 4 号 令和4年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 5 号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 6 号 令和4年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 7 号 令和4年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 8 号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案
- 日程第 8 議案第 9 号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案
- 日程第 9 議案第 10 号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 11 号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 2 号）案
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 追加日程第 1 発議第 1 号 清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第 2 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議書（案）
- 追加日程第 3 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 3 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和4年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

久野議員より、発議第1号 清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案、野々部議員より、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議書案がそれぞれ提出されております。この発議2案件につきましては、提出議員より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から、常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第24までの案件については、3月4日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より、開催の順序に従い審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、7日及び8日に開催されました福祉委員会の報告を高橋委員長より求めます。

高橋委員長。

< 福祉委員会委員長 (高橋 哲生君) 登壇 >

福祉委員会委員長 (高橋 哲生君)

議席第14番、福祉常任委員長、高橋哲生でございます。

令和4年3月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件に

つきましては、去る3月7日、8日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、衛生手数料について、委員より、「墓地の空き区画は現在何区画あるのか」との質問があり、当局は、「3月1日現在、全区画976区画のうち助七共同墓地2区画と地形の陥没等によりお貸しできない10区画を除くと、使用中が851区画で、空き区画は113区画となっています」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「マイナンバーカードの普及に向けた取組は」との質問があり、当局は、「申請時の写真撮影など、申請サポートをはじめ、交付予約管理システムの導入を進めております」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「敬老会の対象者を75歳以上から77歳のみに変更した理由と変更後の敬老会の在り方については」との質問があり、当局は、「新型コロナウイルス感染拡大のため、敬老会が2年間中止されていることから、令和2年度に75歳だった方が77歳になること、77歳は長寿のお祝いの喜寿であるなどの理由からです。また、開催内容については、対象者を限定することでお祝い品の充実など、魅力ある企画をしてまいります」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「認定こども園の増設改修に伴う定員数の増数は」との質問があり、当局は、「現在の120名から200名となり、80名の定員増となります」との答弁でありました。

委員より、「認定こども園整備に係る補助金の割合は」との質問があり、当局は、「国が定める基準額のうち、国が12分の8、事業費が12分の3、市が12分の1の負担割合となっています」との答弁でありました。

生活保護扶助費について、委員より、「生活保護を受けている割合は」との質問があり、当局は、「本市での生活保護を受けている割合は7.48%であり、近隣市と比較して同程度の割合です」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「新型コロナワクチン接種からの副反応の相談体制は」との質問があり、当局は、「相談者が必要としている情報を伝えるとともに、国や県などの専門的な機関

を紹介しております」との答弁でありました。

塵芥処理費について、委員より、「ごみ袋を作るにあたり、原材料となる原油の価格が高騰する中で、SDGsに配慮している点は」との質問があり、当局は、「令和4年度製作分からごみ袋の厚みを耐久性が損なわれない程度薄くさせていただきます。これにより、年間、家庭系2.2トン、事業系3.8トンの減量化が図れます」との答弁でありました。

農業振興費について、委員より、「寺野第2レジャー農園閉園により、耕作希望者の中で他の農園へ移行できなかった方はいるのか」との質問があり、当局は、「耕作希望者は、主に、寺野第1レジャー農園や助七レジャー農園へ移行することができました」との答弁でありました。

商工業振興費について、委員より、「清洲ふるさとのやかたの改修内容は」との質問があり、当局は、「まち・ひと・しごと地方創生推進交付金を活用し、現在のお土産品の販売に加えて市内事業者の売上げアップにつながるよう商品のPRができる情報発信コーナーの設置や、コーヒーが提供できるよう計画しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案所管分については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「当初予算における本市目標収納率は」との質問があり、当局は、「令和2年度決算収納率に0.1%を上乗せした93.14%を目標収納率としました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第3号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 令和4年度清須市介護保険特別会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「地域包括支援センターが2か所に増設されるが、人員配置の考え方は」との質問があり、当局は、「常勤換算で2か所合計の予算では11.5人を計上しています。それぞれの地域包括支援センターについては担当区域の高齢者人口や相談件数などを勘案した職員配置をしております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第4号 令和4年度清須市介護保険特別会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「歯科医療機関との連携体制の具体例は」との質問があり、当局は、「本市においても各種歯科検診を市内指定歯科医療機関で実施するとともに、精密検査が必要な方については受診勧奨などを実施しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第8号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「保険料を4方式で算定している県内市町村数は」との質問があり、当局は、「清須市は、令和4年度より3方式に移行するため、本市を除くと現時点で残り7市町となります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第15号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第5号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第17号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第18号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第23号 令和3年度 清須市一般会計補正予算（第12号）案所管分、議案第24号 令和3年度 清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案及び議案第25号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案については、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問もないようですので、高橋委員長、御苦勞さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、10日及び11日に開催されました建設文教委員会の報告を富田委員長より求めます。

富田委員長。

＜ 建設文教委員会委員長（富田 雄二君）登壇 ＞

建設文教委員会委員長（富田 雄二君）

議席3番、建設文教常任委員長、富田雄二でございます。

令和4年3月定例会に上程されました議案のうち当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月10日、11日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、「教育費国庫補助金が前年度との比較で1億円ほど減額となっているが、その理由は」との質問があり、当局は、「学校施設長寿命化等改修工事の完了に伴い、学校施設環境改善交付金の受入れがなくなったためです」との答弁でありました。

委員より、「体育館空調設備設置工事の補助金は」との質問があり、当局は、「経済産業省の石油ガス災害バルク等の導入事業費補助金です」との答弁でありました。

歳出では、委員より、「土木総務費について、現在実施している地籍調査はいつ完了するのか。また、今後の地籍調査の計画は」との質問があり、当局は、「来年度、縦覧による修正及び未測量地を実施して完了する見込みです。また、それ以後の地籍調査の計画はありません」との答弁でありました。

委員より、「道路維持費について、道路ストック点検費の内容と修繕の順番について」との質問があり、当局は、「道路の損傷状況から修繕計画を策定し、1級路線から修繕を実施していま

す」との答弁でありました。

委員より、「街路灯費について、LED化の効果については」との質問があり、当局は、「電気代はピーク時の53%となっています」との答弁でありました。

委員より、「都市計画費について、都市計画マスタープランを策定後、様々な事業の実施が予定されているが、課題等の検証はどのように実施しているのか。また、企業誘致や市街地農地の活用についてどのように調整を図っているか」との質問があり、当局は、「まちづくりを推進するために、駅などの拠点を中心に用途地域の変更を行うとともに、市街化調整区域についても土地利用を検討することと位置づけ、現在事業を実施しております。また、土地利用などについて、企業誘致課、産業課、土木課、都市計画課の担当者が毎月、調整会議を実施しております」との答弁でありました。

委員より、「一場東部開発費について、事業着手に至った経緯は」との質問があり、当局は、「土地所有者より、本地区で区画整理を実施した旨の機運が上がり、事業実施の仮同意が集められ、土地区画整理組合の設立についての技術的援助申請が提出されたため、事業着手するものです。なお、都市計画マスタープランにおいても、本地区の土地利用を図る地域として定めております」との答弁でありました。

委員より、「教員の不祥事に関して情報を共有しているか」との質問があり、当局は、「わいせつ事案については全国の情報を共有しています。その他の事案については愛知県内の情報を共有しています」との答弁でありました。

委員より、「小学校整備費、中学校整備費について、体育館空調設備にLPガスを熱源とするメリットは」との質問があり、当局は、「災害時にライフラインの寸断に強いことが一番のメリットです」との答弁でありました。

委員より、「二十歳のつどい開催費について、名称以外に式典の内容について変更点があるか。また、式典は市内4か所で開催するのか」との質問があり、当局は、「名称以外に変更点はありませぬ。開催場所については、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら検討してまいります」との答弁でありました。

委員より、「市の目的に沿った活動をしている補助金交付団体に対して、施設利用の優先順位を設けることについての考えは」との質問があり、当局は、「一般の方に理解が得られる範囲で、できる限り団体の方が優先的に利用できるよう検討をしております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案の所管分については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和4年度清須市水道事業会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「重要施設までの配水管のほかに耐震化している水道管はあるか」との質問があり、当局は、「新たに布設する水道管は耐震性のあるポリエチレン管を使用しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第6号 令和4年度清須市水道事業会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 令和4年度清須市下水道事業会計予算案について御報告申し上げます。

委員より、「下水道工事が遅れる理由は何か」との質問があり、当局は、「汚水管を布設する箇所にある水道管・ガス管移設の遅れが主な原因です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第7号 令和4年度清須市下水道事業会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案について御報告申し上げます。

委員より、「垣または柵の構造は可視可能なフェンスなどにすることとされているが、既に高い塀などがある場合はどうするのか」との質問があり、当局は、「既存のものについては適用されません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第9号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「プロポーザル方式ということですが、評価の進め方は評価項目を提示し、それに対して採点がなされたという認識でいいか」との質問があり、当局は、「選定審議会では5つの大項目とその下に20の小項目について採点が行われました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「新川地区の道路認定について、道路整備はするのか」との質問があり、当局は、「整備済みであり、特に行いません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第22号 市道路線の認定については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「橋梁点検方法の変更内容は」との質問があり、当局は、「新川の阿原橋、桃山橋で小型車両に変更したため、委託費が下がったものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第23号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問もないようですので、富田委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、14日に開催されました総務委員会の報告を下堂菌委員長より求めます。

下堂菌委員長。

< 総務委員会委員長（下堂菌 稔君）登壇 >

総務委員会委員長（下堂菌 稔君）

議席4番、総務常任委員長、下堂菌 稔でございます。

令和4年3月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月14日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について、御報告申し上げます。

それでは、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、市税について、委員より、「法人市民税が増額となった要因は」との質問があり、当局は、「コロナ禍ではありましたが、令和3年度の業績が好調な企業も多く、増額と見積もりました」との答弁でありました。

委員より、「令和3年度の現時点の収納率は前年度と比較してどうか」との質問があり、当局は、「2月末時点では、前年度比較で0.55ポイント上回っています」との答弁でありました。

市債について、委員より、「合併特例債及び合併推進債の発行限度額は。また、合併特例債は今までにどれぐらい活用しているのか」との質問があり、当局は、「合併特例債は約221億円です。合併推進債については上限がありません。また、合併特例債については、令和2年度までに約102億円を発行し、活用率は約46%です。なお、令和3年度の発行予定額は14億2千600万円、令和4年度は17億5千800万円の発行を見込んでおり、これらを含めると約134億円、活用率は約60%となります」との答弁でありました。

不動産売払収入について、委員より、「予算計上の内容は」との質問があり、当局は、「5年分割納付が確定している旧一場保育園用地の令和4年度分です」との答弁でありました。

雑入について、委員より、「コミュニティバス広告掲載料の増額の内容は」との質問があり、当局は、「10月に予定しているルート・ダイヤ改正に伴い、新たに作成する時刻表に掲載される広告の掲載料です」との答弁でありました。

歳出では、職員人件費について、委員より、「保育士の処遇改善についてどのように捉えてい

るか」との質問があり、当局は、「職員の給料についてはこれまで人事院勧告に鑑み改定を行っております。今回はそのような人事院勧告もないため、保育士のみ給料を引き上げる考えはありません」との答弁でありました。

総務管理費について、委員より、「職員研修費について、来年度行う研修内容は何か」との質問があり、当局は、「ハラスメント防止、メンタルヘルス、資料作成の各研修を予定しています」との答弁でありました。

委員より、「インターネット広告費の増額理由は何か」との質問があり、当局は、「ホームページのリニューアルを行い、スマートフォンでも見やすいデザインを検討していくために増額しています」との答弁でありました。

委員より、「会計管理費について、事務費増額の要因は」との質問があり、当局は、「令和5年度よりQRコードを利用して収納を行うシステム改修費です」との答弁でありました。

委員より、「車両管理費について、カーボンニュートラルを踏まえ、電気自動車の購入計画は」との質問があり、当局は、「令和4年度以降の車両更新で、2台ずつ購入していく計画です」との答弁でありました。

委員より、「庁舎管理費について、南館改修工事基本構想の考え方は」との質問があり、当局は、「まず、南館の現況調査を行い、その結果を基に、財源を含めて最適な改修方法を考えることとしています」との答弁でありました。

委員より、「企業誘致費について、今後、企業誘致をするにあたっての考え方と進め方は」との質問があり、当局は、「企業立地促進基本計画に基づき進めてまいります」との答弁でありました。

委員より、「土田・上条地区の開発計画について、市民へどのように開示していくのか」との質問があり、当局は、「地権者の合意が概ね得られた段階で市民へお知らせします」との答弁でありました。

委員より、「内部情報系システム管理費の増額の内容は」との質問があり、当局は、「合併時に導入したグループウェアと財務会計システムのサポートが終了するため、システムを更新する費用です」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティ推進事務費について、前年度比較で増額となった要因は」との質問があり、当局は、「各地域のコミュニティ掲示板について修繕要望が約30基ありますので、令和4年度に一括更新するための費用です」との答弁でありました。

委員より、「放置自転車等対策費について、前年度比較で減額となった要因は」との質問があり、当局は、「自転車の放置禁止区域の周知が進んだことにより、放置台数が少なくなっており、年々、撤去業務の時間や日数が削減できているため、撤去業務委託費などの予算計上額が減額となっています」との答弁でありました。

委員より、「自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金について令和3年度の実績は。また、交付対象年齢を市独自で全年齢に拡充する考えはあるか」との質問があり、当局は、「305件の交付で、決算見込額は約60万円です。また、全年齢を対象とすることについては、事業効果等を研究してまいります」との答弁でありました。

委員より、「自転車等駐車場費について、整備や管理方法はどのような予定をしているのか」との質問があり、当局は、「4月に実施設計を行い、7月に自転車等駐車対策協議会を開催します。その後11月に工事に着工し、年度内の整備完了を予定しています。供用開始は、準備行為を経て、令和5年7月を目指しています」との答弁でありました。

選挙費について、委員より、「期日前投票期間中にあしがるバスを無償化する考えはあるか」との質問があり、当局は、「以前、選挙管理委員会でも協議をしましたが、期日前投票期間中の無償化は考えていません」との答弁でありました。

消防費について、委員より、「消防団活動費について、全国的に消防団員が減少傾向にあるが、現在の本市の消防団員数は」との質問があり、当局は、「現在274名であり、充足率は93%です。全国平均より5%ほど高くなっています」との答弁でありました。

委員より、「(仮称)五条川防災センターの概要は」との質問があり、当局は、「鉄骨造2階建て、延床面積1千300平方メートル、1階フロアは防災資機材・備蓄食料等を収納する防災倉庫となります。また、1階の一部と2階フロアは会議室で、災害時には400名程度の避難者が滞在するスペースとなります。通常は市民の皆様に貸し館利用を考えています」との答弁でありました。

委員より、「災害対策活動費について、現在のコロナ対策における消毒作業はどのような体制で実施しているか。また、課題などはあるか」との質問があり、当局は、「非常配備班にて実施しています。特に問題なく、効率的に実施できています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案の所管分につきましては、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「常勤職員や非常勤職員であるパートタイム会計年度任用職員の部分休業取得要件は」との質問があり、当局は、「常勤職員と非常勤職員との差はなく、選択可能な時間は共通しています」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第11号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「個人識別符号とはどのようなものか」との質問があり、当局は、「顔などの体の特徴を電子計算機のために変換した符号や旅券番号などの各種番号が該当します。市業務で直接関係があるのは、基礎年金番号や個人番号などとなります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。質疑終了後、採決を行った結果、議案第12号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「出動手当が出動報酬になることということだが、費用弁償自体はどのようなものか」との質問があり、当局は、「出動に伴い、旅費等の実費が生じることもあるため、その際には費用弁償として必要額を措置します」との答弁でありました。

委員より、「年額報酬や出動報酬を含めて、改正前と比べて支給額はどのようなものか」との質問があり、当局は、「支給額は改正前と同水準になる想定です」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第13号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の合計は」との質問があり、当局は、「令和3年度の予算ベースで交付金の充当額は3億861万円です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第23号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）案の所管分については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第10号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案並びに議案第20号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問もないようですので、下堂菌委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第2号に加藤議員から反対討論、野々部議員及び岸本議員から賛成討論。また、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第15号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、議案第3号で議案第15号を併せて行っていただきます

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、議案第2号を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤 議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

コロナ禍で経済活動が縮小する中で、庶民の生活は大きな影響を受けています。今、地方自治体には新型コロナウイルス感染症によるパンデミックという長期化する非常事態のもとで、住民の命と暮らし、地域経済を守る役割の発揮が求められます。

新年度予算では地域包括支援センターをにしびさわやかプラザ内に新たに設置することや高齢者のみの世帯へのエアコン購入設置の補助、障害者控除対象者認定書の発送など、新規事業が組まれたことは評価するものであります。

一方で、新年度予算には指摘せざるを得ない事業もあります。主なものについて申し上げます。初めに、個人番号カード事業についてです。

個人番号カード事業については、新年度予算で交付事務費として予算が計上されていますが、この事業の狙いは、政府が国民1人ひとりに生涯変わらない番号をつけ、資産・医療・教育など個人情報を一元化して連携・活用するもので、マイナンバーカードの交付を加速させるために多額の予算がつぎ込まれ、国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出そうとしており、これ自体、プライバシー侵害の危険を持つ問題があり、合意することはできません。

さらに、こうした中、デジタル化の推進が図られていますが、社会のデジタル化は趨勢であるとしても、現在の法制度にはデジタル化に対応して個人のプライバシーを保護するための基本的な制度が欠けており、個人のプライバシーを保護するための基本的な制度の整備が同時に行われる必要があります。懸念や不安に対して問題があるにもかかわらず、解消することなく進められるデジタル化推進には同意することができません。

次に、市民課の窓口業務が令和2年10月より令和5年9月30日まで民間委託されました。新年度予算も委託料として事業費が4千898万6千円計上されています。窓口業務の民間委託は市の公的役割を後退させるものであり、公務員を全国民の奉仕者とした憲法15条の理念に照らし、自治体が責任を持って実施すべき業務は、任期の定めのない常勤職員を中心として運営するという原則に立ち返るべきであることを改めて申し述べます。

次に、自転車等駐車場費についてであります。

JR清洲駅における自転車等駐車場を移設整備し、有料運営化に伴う運営方法等を検討すると

して1億3千37万2千円が計上されています。4月には設計、11月には工事に入るといふこととあります。自転車等駐車場対策基本方針の考え方には、周辺自治体とのバランスが図られるとありますが、この駅は稲沢市との境にある駅とあります。どのようにバランスを図っていくのか、運営方法の検討とともに市民と利用者とのコンセンサスをしっかりと図ることを求めます。

次に、企業誘致の推進とあります。

新年度も継続して企業誘致事務費が含まれ、企業立地促進基本計画に基づき推進するといふこととありますが、農地や緑地が持つ環境保全や地盤保持、汚水などの働きによる都市災害の防止の機能を保持するため、都市部の農地・緑地を守る必要性から1974年に生産緑地法が制定され、農業を続けたい農家への政策が取られてきた歴史的な経緯もとあります。しかし、生産緑地の2022年問題と同時に、今、市街化編入を見据えた企業立地が進められようとしてとあります。特に、土田・上条地区は民間開発によるもので、行政によるコントロールが難しいことなど、まちづくりとしてのリスク管理の点から、規制緩和に前のめりすることなく慎重になるべきであることを改めて申し述べたいとあります。

次に、健康診査事業自己負担金の改定についてとあります。

がんを早期に発見し、早期治療を受けることにより、死因の第1位である、がん死亡数の減少、高額医療費の抑制を図ることを事業目的に健診を行っています。新型コロナウイルスの影響で健診を受けるべき人たちが受けられなくなったり受診控えもあり、本来は早期発見、早期治療できるはずの人が、がん健診を受ける機会を失うことのないようにしていかなければなりません。暮らしが厳しさを増す中、お金の心配なく健診を受けることができ、早期発見、早期治療でがんを防ぐことが求められる中での自己負担金の改定には反対とあります。

最後に、新型コロナウイルスの感染爆発とその長期化は、住民の最も身近な存在である地方自治体が住民の命と暮らしを守るといふ本来の役割を果たすことの重要性と課題を改めて浮き彫りにしました。今こそ住民福祉の向上といふ地方自治体の本旨に根差し、市民の命と暮らしを最優先に、市民に寄り添い、支える市政を進めていくことを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（八木 勝之君）

続いて、野々部議員の賛成討論の発言を許可いたします。

野々部議員。

< 10番議員（野々部 享君）登壇 >

10番議員（野々部 享君）

議席10番、野々部 享でございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいま議題となっております議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案について、清須市議会清政会を代表いたしまして賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

永田市長にとって2期目最初の編成となる令和4年度当初予算案は、合併以降最大の規模となり、永田市長はコロナ禍にあっても持続可能な社会を構築し、市民生活をより豊かにするとともに、継続と進化、力強い清須を実現するための予算と表明されました。こうして編成された当初予算案につきまして、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に全力で対応しつつ、清須市がこれからも発展を遂げるために必要な施策についてしっかりと取り組む内容となっていると評価いたします。

具体的には、避難所でもある小中学校体育館への空調設備の整備や五条川右岸側の拠点となる防災センター建設の実施設計に加えて、本市治水の生命線といえる雨水幹線の整備やポンプ場の長寿命化など、安全・安心な地域づくりに向けて着実に整備を進める内容であります。

また、高い出生率を続ける中、待機児童ゼロを維持する施策のほか、高校生世代の入院までの子ども医療費を助成する取組などは子育て環境のさらなる充実を図るものであり、その成果が大いに期待されるものであります。

さらに、鉄道高架や土地区画整理などの基盤整備事業の継続実施に加えて、清洲ふるさとのやかたのリニューアルをはじめとする清洲城周辺のにぎわい創出に向けた様々な取組を進めるなど、清須市の将来を見据えた的確な予算となっております。

このほか、地域包括支援センターを増設する介護保険事業をはじめ後期高齢者医療事業、国民健康保険事業といった誰もがいきいきと生活していくために必要な諸制度についても健全で安定的に運営されております。

これらの施策を支える財政面では、市税収入は依然コロナ禍前の水準には戻っていないものの、補助金、基金、市債を有効に活用して財源を確保することで健全な財政運営にも十分配慮した予算案であると高く評価し、市民の皆様の理解が得られるものと判断するところであります。

最後になりましたが、永田市長をはじめ職員の皆さんにおかれましては、6万9千人の市民の負託に応え、そして力強い清須の実現に向け日々の職務に精励していただき、今後とも一層堅実な行財政運営に努力されますことをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛成のほどよろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

続いて、岸本議員の賛成討論の発言を許可いたします。

岸本議員。

< 17番議員（岸本 洋美君）登壇 >

17番議員（岸本 洋美君）

議席17番、岸本洋美でございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいま議題となっております議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案につきまして、公明会派を代表いたしまして賛成の立場から討論をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が発生してから3年目となりますが、この間、当局におかれましては、感染拡大対策はもちろん、ワクチン接種推進など、これまでに経験したことのない未曾有の出来事に対して市民の生命と生活を守るべく献身的に取り組まれ、大変な御苦勞を強いられたことと心より敬意を表するものであります。

まだ、コロナの収束が見通せない状況ではありますが、ワクチン追加接種の推進や多くの施策事業実施に取り組まなければなりません。また、現在、世界ではロシアがウクライナへ侵攻し、尊い多くの人命が失われていることにも胸が痛みます。この2つの危機にどう立ち向かい乗り越えるのか、各国の指導者をはじめ、国としてもその手腕が問われるところであります。

そのような中、令和4年度清須市一般会計は、市税の増収が見込まれる中、過去最大の286億3千700万円となりました。予算編成は第2次総合計画に基づき7つの柱で事業計画が示され、安全で安心して暮らせるまちをつくるでは、避難所となる12の小中学校の体育館に12億円かけて空調設備を一斉に設置、児童生徒の快適な学習環境の確保とともに防災面が大きく前進、永田市長の災害に強いまちづくりへの心強い、力強い心意気が伺われます。

また、（仮称）五条川防災センターの整備やポンプ場の整備、雨水排水対策など、そして、ソフト面では、乳幼児液体ミルクの備蓄等防災対策への私ども公明会派の提案が随所に表れ、感謝するものです。

さらに、都市型水害に対応するための枇杷島橋や陸橋の架替工事も国・県と連携しながら、事業の進捗を注視し、一日も早い完成を望むものです。

ソフト面においても、本市は東海豪雨の経験から、どこのまちよりも先行していく使命があります。2年前に設置された危機管理部が指揮を執り、自助・共助・公除の視点から自主防災組織のさらなる強化は必須です。特に避難所運営マニュアルを使つての避難所ごとの訓練等も実施す

べきと考えます。それはハード対策など、市民へ周知できるよいチャンスなのではないでしょうか。

子育てしやすいまちでは、出生率が県下でも高く、待機児童を出さないなど、保育ニーズに対応されていることは大いに評価いたします。新規事業の3歳児の視力検査に屈折検査機器の導入も、早期発見、早期治療につながるものと認識いたします。

一方、コロナ禍にあって、児童虐待・DV・ヤングケアラー問題は深刻です。家庭総合支援拠点も設置され、大いに機能を発揮されるよう見守っていますが、早期発見につながるLINEなどの相談窓口も有効と考えます。併せて、妊婦やひとり親家庭の支援も同様です。

高校生の医療費助成につきましては、通院費も対象となることを重ねて要望いたします。

清洲児童館の建替えにつきましては、以前から劣化が激しいとのお答えもいただいております、児童の安全で快適な居場所づくりに期待をするものです。

学校教育では、昨年から1人1台のタブレット端末が活発に活用されていると認識をしております。また、教育現場におかれましては、児童生徒に対して誰一人置き去りにすることがないように努めていただきたいと思います。さらには、小学校入学時のランドセル贈呈も好評で、わざわざ他市から引っ越してくる方も見え、今後も継続してほしいとの声も多く聞かれます。子育てナンバーワン清須市をこれからも期待をいたします。

健やかといきいきと暮らせるまちでは、新型コロナウイルスワクチン接種の推進をはじめ、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開、不妊治療への保険適用の拡大など、いずれも国の制度によるものですが、市民への丁寧な説明、周知と速やかな推進をお願いいたします。

また、地域包括支援センターの新設、高齢者世帯へのエアコンへの設置補助、成年後見センター設置への準備委員会立ち上げなどは高齢者や市民に寄り添った制度であり、これまでも提案させていただいております、心強く思います。

国保につきましては、未就学児の被保険者均等割を減額し、子育て世帯の負担軽減につながるとともに、受益者負担の適正化で制度の安定化が図られ、急激な負担増は避けるとのことで、賢明な方策と、賛成をいたします。

デジタル化の推進につきましては、子育て、介護、各種検診、スポーツ施設の予約など、国に合わせて、順次デジタル化を進めていくとのことで、行政の効率化とともに市民にとっても利便性、効率性がよくなると考えます。今後、書かない窓口など、各種申請もスマホ等で簡単にでき、また、マイナンバーカードの交付も増加している中、市民、特に高齢者への講座を設けるなど、

親切で丁寧な説明が求められます。4月からスタートのおくやみコーナーは、各窓口を回る手間が省け、大いに期待をするものです。このようなデジタル化の推進に大いに賛成をいたします。

便利で快適なまちでは、五条川斎苑も供用開始して約10か月になりますが、稼働状況もスムーズであると同い、安心していきます。

また、名鉄名古屋本線新清洲駅付近高架事業をはじめ、駅北土地地区画整理事業、清洲駅前土地地区画整理事業など大型事業が山積しています。長期にわたる事業でもあり、莫大な事業費も伴い、気になるところですが、将来便利で快適なまちになることを期待いたします。

脱炭素社会構築への取組として、公用車の電気自動車入替え、また住宅用温暖化対策設備への補助も大いに利用促進を図っていただくようお願いいたします。

魅力に満ちた活力のあるまちについては、清洲城を中心とした、ふるさとの館の改修、きよすフェスタの開催など、観光客の誘致につながることを期待するものです。

歴史を振り返りますと、信長はこの清洲城から桶狭間へ出陣し天下を取りました。その後、1612年の清洲越しにより現在の名古屋城が築かれ、清須から名古屋へ都市が移転されました。申すまでもございませんが、この清須は現在の大名古屋の生みの親でもあり、どこよりも歴史と伝統のある誇り高きまちであります。現在は名古屋市のベッドタウンとなっていますが、特に若い人たちにこうした誇りを持つシビックプライドの醸成が大切ではないかと考えます。今後の取組に期待をいたします。

以上、施策事業につきまして様々考えを申し上げてまいりましたが、コロナ禍の中、当局におかれましては、予算編成に大変苦慮されたことと推察いたします。財政調整基金も例年同様に残高を維持、財源不足も解消することができたとのこと。市債につきましては、企業会計も含めて気になるところですが、事業への投資であり、今後の健全な財政運営を期待いたします。そして、どこまでも自主財源の確保に努められることを強く要望いたします。

さて、永田市長におかれましては2期目のスタートの予算編成となりました。水と歴史に織りなされた安心、快適で元気な都市実現を目指して、これまで堅実にかじ取りをされてこられたことは大変評価するものでございます。現在、社会情勢は日々変化し、市民生活の状況も日々刻々と変わっています。また、生き方や考え方もこれまでと違い、多様化しています。地域の一人ひとりがお互いを尊重し、多様性を認め、助け合いながら暮らしていく地域共生社会、また誰一人取り残さないSDGsの理念が現在強く叫ばれています。大変大切なことだと考えます。

清須市に生まれてよかった、清須市に住んでよかった、また、清須市に住んでみたいとの多く

の声があちらこちらから聞こえ、未来へ希望あふれる清須市を築かれんことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

最後になりますが、これまで23年間、永田市長をはじめ職員の皆様、議員の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時35分 休憩 ）

（ 時に午前10時45分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第3号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤 議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第3号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案に反対の立場から討論をいたします。

国保税の所得に占める割合は1割を超え、高過ぎる保険税は住民の暮らしを苦しめています。本市の被保険者1万2千636人のうち65歳から74歳までの割合が42%、そして所得水準においては200万円未満の世帯が73%であります。こうした中で国保の都道府県化による国

保税のさらなる引上げが行われます。新年度からは資産割がなくなり、所得割と均等割への上積みが増え、特に世帯員の数に応じてかかる均等割が未就学児に限っては半額に減額されることとなりましたが、4千300円の値上げであります。

この間、国保財政に占める国庫支出金割合は、1982年の50%から2021年の36.5%へと国保に対する国の責任が後退し、さらには国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で国保税の高騰が止まらなくなっています。まさに誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の根幹を揺るがす事態です。

厚生労働省は、「都道府県化実施後も一般会計の繰入れは自治体の判断でできる。生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない」と答弁しています。国保の構造的な危機を打開するためには国庫負担を増やすことはもちろん、国保の運営主体である首都圏が住民の立場で国保税の値下げ・抑制の努力を図っていくことが求められるものであります。よって、本予算案に反対するものです。

また、条例の改定に伴う国保税の引上げを行う議案第15号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案も同理由により反対するものであります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第4号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第4号 令和4年度清須市介護保険特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。

コロナ危機は、介護など人間の命を守るケアの重要性を明らかにしました。ところが、現行の介護保険は、サービスの利用が増えたり介護職の労働条件を改善したりすれば直ちに保険料利用料の負担増に跳ね上げるという根本矛盾を抱えています。コロナで経営難となっている事業所への救済策として、通所介護、ショートステイなどの報酬を加担されましたが、その結果、利用者が負担する1割から3割の利用料も引き上がる事態となり、サービスの内容は変わらないのに利用料が跳ね上がり、コロナ禍で苦しむ利用者、家族に追い打ちがかけられる事態に憤りの声が上がっています。

今、介護職員の処遇改善において、10月以降は介護報酬を臨時改定するとしていますが、保険料利用料に連動させることにより、40歳から64歳の被保険者の保険料が月額70円程度上がる見通しです。保険料利用料の高騰を抑えながら制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。ところが現状は、介護給付の抑制を推し進め、必要な介護サービスを受けることが難しい行き場のない要介護者がますます困難な状況へと追い込まれようとしています。

2000年にスタートした介護保険制度は今年制度開始23年目となりますが、利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が補償される制度とするためには、国庫負担割合の引上げ、保険料利用料の減免が求められることを述べ、反対討論といたします。

議長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第5号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議席13番、加藤光則です。

議案第5号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案に反対の立場から討論いたします。

本市の被保険者数は9月末現在8千501人となっており、年々増えています。高齢者の2人に1人が年金だけで暮らしており、頼みの年金額は新年度から0.4%引下げが確定し、今年10月から年収200万円以上の方には窓口2割負担も導入されることとなり、とても安心して老後を迎えられる状況にはありません。

後期高齢者医療の保険料は約8割の人が年金から天引きされる特別徴収であります。今、生活自体が厳しい実態があります。こうした中での新年度の保険料は均等割額が633円引き上げられ、所得割率が0.07%引下げ、賦課限度額が2万円引き上がって66万円となります。しかし、75歳以上の約7割は所得が約133万円以下の低所得者であり、負担増となります。よって、低所得者ほど負担が重くなる均等割の値上げには反対です。

以上であります。

議長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第6号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第7号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第8号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第9号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第10号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第10号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第11号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第11号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第12号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第12号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第13号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第13号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第14号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第14号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第15号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第15号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第16号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第16号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第17号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第17号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第18号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第18号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第19号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第19号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第20号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第20号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第21号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第21号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第22号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第22号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第23号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 23 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 23、議案第 24 号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 24 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 24、議案第 25 号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 25 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

追加日程第 1、発議第 1 号 清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提出者であります久野議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

久野 議員。

< 18 番議員（久野 茂君）登壇 >

18 番議員（久野 茂君）

議席 18 番、久野 茂でございます。

発議第 1 号の内容について説明させていただきます。

発議第 1 号

清須市議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年3月22日提出

提出者 清須市議会議員 久野 茂

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、白井 章、高橋哲生、加藤光則、飛永勝次、下堂菌稔、
富田雄二

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、清須市議会議員の定数の変更に伴い、常任委員会の委員の定数を変更する必要があるからです。

清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案

清須市議会委員会条例の一部を改正する条例

清須市議会委員会条例（平成17年清須市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後最初の清須市議会招集の日から施行する。

御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長（八木 勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

これで質疑を終了いたします。

久野議員、御苦労さまでございました。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (八木 勝之君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議書(案)を議題といたします。

提出者であります野々部議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

野々部議員。

< 10番議員(野々部 享君)登壇 >

10番議員(野々部 享君)

議席10番、野々部 享でございます。

発議第2号の決議書(案)について説明させていただきます。

発議第2号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議書(案)

このことにつきまして、別紙のとおり決議書を提出するものとする。

令和4年3月22日提出

提出者 清須市議会議員 野々部享

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、成田義之、浅井泰三、白井 章、久野 茂、岸本洋美、伊藤嘉起、八木勝之、高橋哲生、加藤光則、林 真子、岡山克彦、飛永勝次、小崎進一、大塚祥之、松川秀康、浅野富典、下堂蘭穂、

富田雄二、山内徳彦、松岡繁知

1枚はねていただきまして、議案決議書を朗読しまして提案理由の説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議書（案）

ロシアのウクライナへの侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力行為を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であることから、断じて認められるものではない。

清須市は、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、非核・平和都市宣言を掲げる自治体であるため、ロシア軍のウクライナへの侵略を強く非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するとともに、国際法を遵守した平和的な対応をするよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月22日

清須市議会

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（八木 勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

これで質疑を終了します。

野々部議員、大変御苦勞さまでございました。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（八木 勝之君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (八木 勝之君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

次に、追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年3月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり御審議いただき、大変御苦労さまでございました。

(時に午前11時08分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月22日

議 長 八 木 勝 之

署名議員 山 内 徳 彦

署名議員 富 田 雄 二